國學院大學学術情報リポジトリ「K-RAIN」

神職世襲制度廃止後の神社組織の変化：阿蘇神社「神社記録」から

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 國學院大學 公開日: 2024-05-21 キーワード (Ja): 阿蘇神社, 宗教政策, 神職世襲制度, 神社組織, 国家神道 キーワード (En): 作成者: 湯川, 洋史, Yukawa, Hiroshi メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002000394

神職世襲制度廃止後の神社組織の変化

―阿蘇神社「神社記録」から―

湯川洋史

はじめに

明治政府による宗教政策は各神社に変化をもたらした。これらの変化は様々ある。その内、本稿では明治四年（一八七一）五月一〇日発布の太政官布告第二三四[1]による神職世襲制度の廃止によってもたらされた神社組織の変化について、阿蘇神社[2]を例にして述べる。

熊本県阿蘇市一の宮町宮地に鎮座する阿蘇神社は、延喜式神名帳にも記される歴史ある神社であり、明治四年に国幣中社、明治二三年（一八九〇）に官幣中社、大正三年（一九一四）に官幣大社となった。歴史学方面の研究が多く、特に阿蘇氏が武士として活躍した中世阿蘇社の研究は豊富である[3]。その上で近年はこれまであまり顧みられてこなかった近世阿蘇宮の研究も徐々に蓄積されつつある[4]。一方、民俗学方面では聞き取り調査と参与観察調査によって編まれた村崎真智子の研究をはじめ、阿蘇神社が現在も伝承する祭りや芸能に関する調査、研究が蓄積されている[5]。また、最近では「倫理的規範」という概念を用いた柏木亨介による一連の研究がある[6]。

こうした研究状況の中、近代を主題としたものは少なく、本

稿で扱う神職世襲制度の廃止についても、通史的な説明の中で触れられている程度である。[7] だが、実際にはこの世襲制度の廃止がもたらした変化は大きかった。近世阿蘇宮の奉仕人員は五〇人ほどいたとされる。[8] それが明治五年以降は一〇人程度にまで減少した。五分の一以下に縮小されたのである。この人員減少によって近世と同様に神社を維持することは不可能となり、それぞれの祭祀や神社の運営形態等を変更せざるを得ない状況に陥った。結果、これまで続けてきた祭祀等の神社機能を維持するため、神社外にその補助を求めた。求めた先は旧社家や旧神人といった阿蘇宮に縁ある人たちだった。彼等は人手が必要な時に臨時雇いとして奉職した。臨時雇いによる外部化は、時を経るごとに範囲を拡大させ、旧関係者だけでなく、次第に地域の住民を頼る形へ変わっていく。そうした状況は神社内に占める地域の割合を高め、必然的に近世阿蘇宮とは異なる性格を生み出していくことになる。つまり、神職世襲制度の廃止はある種の地域神社化の契機となったのである。そして、この地域に頼らなければ神社運営が難しい状況は現在まで続いている。

本稿では、この神社運営における外部化の契機が明治初年にあったことを、明らかにすることを目的のひとつとする。また、この変化は太政官布告という国の政策を通して全国にもたらされたものだから、阿蘇神社に限定される話ではなく、当時多くの神社において同様の動きがあったものと推測される。その点、本稿が阿蘇神社という個別神社の研究に留まらず、明治政府による宗教政策が神社に与えた影響の理解に資するものと考える。

次に本稿で対象とする資料について述べる。本稿では明治五年から一〇年にかけての神官[9]の人事について検討する。その際、当該年度の阿蘇神社の「社務日誌」と「布達綴」を用いる。これらの史料は現在も阿蘇神社が所蔵する公的な神社の記録である。それぞれ明治五年から一年ずつ冊子にまとめられている史料で、一部欠年はあるものの明治から昭和までほとんど欠けること無く残されているところに最も価値がある。

「社務日誌」は該当年度の一月一日から一二月三一日までの記録で、当日の宿直者が記入した。そのため、当日の神社の出来事のほか、他神官への伝達事項や賞等が記されており、日常の祭祀をはじめとする阿蘇神社の日常について知ることの出来る史料と言える。一方、「布達綴」は、官公庁等から送られてきた布達やそれに対する回答の案文控等がほとんど時系列順に綴じられている。この「布達綴」を通じて、神社内外の動きを知ることが出来、「社務日誌」と合わせることで、当時の阿蘇神社が何を志向していたのか、当時の政策にどのように対応し

ようとしていたか等の具体的な様子を窺うことの出来る史料と言える。こうした性格を有する二つの史料が明治から昭和にかけてほとんど欠年無く存在する史料群はほとんど類例がないものと思われる。この史料群は、近代における阿蘇神社の変遷を知ることが出来る史料であるとともに、近代神社政策について地方から新たな考えを提供する可能性を大いに秘めた価値ある史料群と言えるだろう。

なお、本稿では各年度の日誌と布達の綴を個別に示す場合は、各史料の表紙に付された題を史料名として記載する。ただし、明治八年の社務日誌のように表紙が一部欠損し、題が確認できなかった場合は一律に該当年度と社務日誌を併せた名称で示した。また、特定の年度に関わらず、史料総体について言及する場合は、当時の神官が記録した日誌を「社務日誌」、布達類を綴った記録を「布達綴」と表記し、これら二つを併せた史料群を指す場合は「神社記録」と表記した。

右史料を用いて、本稿では以下のように論を進めていく。第一に、これまで等閑視されていた太政官布告による世襲制度廃止後の阿蘇神社神官の異動を明らかにする。次に当該期の阿蘇神社神官全体から旧社家を抽出し、それらの人物がどの家に属するかを明らかにする。その後、当該期の祭祀における神官の役目について概観する。これらを通して、世襲制度廃止後、大幅な人員減少を余儀なくされた神社が外部者を臨時雇用することにより、その不足を補ったことを明らかにする。また、旧社家出身の神官と外部から来た神官の役目と立場についても検討し、世襲制度廃止後も実質的には旧社家等の関係者がいなければ神社運営が出来なかった事実を指摘したい。

一　阿蘇神社神官の異動

（一）宮司の異動

神職世襲制度の廃止後、阿蘇神社宮司となったのは林孫蔵（秀兼）だった。林は、明治五年当時白川県権参事で、兼職として阿蘇神社宮司に任官された[10]。これは太政官布告第二三五の「官幣社長官ハ華族士族ノ中ヨリ撰任ス、国幣社長官ハ府藩県大少参事ノ兼任トス、或ハ華族士族新任モアルベシ、若官幣国幣社共、従前ノ神官ヲ補スベクハ神孫相承ノ族タリト雖モ、一旦世襲ノ職ヲ解キ改補新任タルベシ[11]」という規則に準ずる人事が行われたと言える。その後、明治六年一月三〇日、白川県と八代県の合併に伴い権参事職を免ぜられた林は、同年四月二日に兼任していた阿蘇神社宮司職を依願免官している[12]。

林の依願免官に前後する三月一七日、小河一敏が阿蘇宮司に任官されるが、同月二六日には依願免官している。[13]『堺市史』に「六年三月肥後国阿蘇神社宮司兼大講義に補せられたが、病を以て直に辞した」[14]とあるから、小河の宮司辞退の理由は病だったことが分かる。小河辞退後、阿蘇惟敦が阿蘇神社宮司に任官され、阿蘇家が宮司職へ復職する。[15]以後、同職は阿蘇家によって現在まで担い続けられている。

上記のように、阿蘇神社では阿蘇家の世襲が一旦解かれ、当時白川県権参事職にあった林が兼任宮司としてその職を担った。これは太政官布告に依拠した人事だった。その後、県の合併に伴い林が失職すると、兼任職だった宮司職も依願退官している。この事実は阿蘇神社宮司に林個人が適当な人物であると認められて任官されたものではなく、当時の阿蘇神社宮司職は白川県権参事という行政上の役職に付随するものと考えられていたことを推測させる。つまり、世襲制度廃止から林の兼任宮司任官という一連の流れは、太政官布告の機械的な運用の結果であり、そこで求められている宮司の役割は阿蘇神社の実務的な運営ではなく、政府の意向を神社へ伝え統制する行政的な窓口だったと推測する。この点、林在任時の宮司職の祭祀への関わり方等から後述する。

小河一敏の任官の過程や理由は現時点ではよく分からない。だが、ひとつ確かなことは小河が任官されたのは阿蘇神社宮司兼大講義だった。行政職の兼任宮司だった林と異なる専任宮司である。結局小河は宮司職には就かず、阿蘇惟敦が任官された。惟敦も小河と同様の専任宮司職だった。この兼任宮司から専任宮司への移行がどのような理由で行われたのかは現状よく分からない。また、それ自体が禁止されていたわけではないが、一旦世襲を解き、行政職の兼任宮司を任命した後で、阿蘇家を再び宮司職へ任官した理由も現時点では不明である。推論することが許されるならば、行政的な窓口としての宮司ではなく、神社運営を行う長として神社内外とやりとりする宮司が必要とされ、その適任者を阿蘇家以外に見出すことが出来なかったのではないだろうか。後に見るように、阿蘇神社の祭祀における実務を担ったのは旧社家であり、この旧社家をまとめるための紐帯として阿蘇家が必要とされたのではないかと考える。[16]

（二）神官の異動

次に明治五年から一〇年にかけての阿蘇神社神官の異動を見る。「神社記録」において確認できた各年度の神官をまとめたものが、表-1である。この表は「神社記録」に残る任官・退

官の辞令の写しを基本としながら、それ以外にも同史料中に見られた人物名や役職を都度抽出して作成した。そのため、辞令の写しが残っていない人物については、各年度の「神社記録」の初出を元とするため、異動の始期と終期が明確でない場合もある。

①　明治五年

太政官布告第二三五により阿蘇神社は国幣中社となった。同布告には官国幣社の職員数も規定されている。それによると国幣中社は宮司一員、権宮司一員、祢宜二員、権祢宜三員、主典と規定されている。[17] これに従えば宮司以下八名が阿蘇神社神官として在籍できたことになる。表－1にまとめた通り、「明治五年諸布告諸記録」からは兼任宮司の林をはじめ、祢宜二員、権祢宜三員、主典の計七名が確認できた。上記史料中には権祢宜の記載はなかった。この点、後述するように祢宜宮川三嶋（経朋）が、祈年祭において林に代わり祭祀における宮司の場を勤めるよう布達がなされている。仮に権宮司が居た場合、宮司に代わるのは権宮司というのが自然に思われる。そのため、この二点から明治五年の阿蘇神社に権宮司は不在だったと考えたい。だが、「神社記録」中に職員録が掲載されていることはなく、辞令の写しや祭祀人員の覚え等から推察したに過ぎず、当時の状況を知る上で資料上完全とは言い難い。明治六年の項で述べるように、五年には上記七名以外にもう一名在籍していた可能性がある。ただし、その役職は主典であり、権宮司ではない。

②　明治六年

明治六年には先述した宮司の異動があり、結果として阿蘇惟敦が任官された。五年には不在だったと思われる権宮司には三月二日に木下真弘が任命される。だが、木下は同月二〇日に依願退官している。[18] 理由は現在不明である。木下辞職後、石川真澄が権宮司に任官された。石川の権宮司任官の正確な月日は辞令がなく分からないが、初出は七月四日付の「皇居御炎上二付献金願書」である。[19] このことから石川の権宮司任官は少なくとも七月四日以前のことと考えられる。また、同史料八月二〇日条には「権宮司石川真澄当社着、下宿宮川駿三宅」とある。[20] 更に七月七日付で、阿蘇惟敦が教部省宛に阿蘇神社例祭奉仕のため東京からの帰県を願い出た際、「尤当地御用儀者、権宮司石川真澄ニ仰付度」と述べている。[21] このことから石川は権宮司任官後しばらくの間阿蘇には居らず、東京で職務に当たり、その後八月二〇日に阿蘇へ来た可能性がある。

表－1の通り、明治六年は八月七日を境として祢宜以下神官にも異動が見られた。八月七日以前は五年時点での宮司を除く

表－1　年度別阿蘇神社神官一覧

	宮司	権宮司	祢宜	祢宜	権祢宜	権祢宜	権祢宜	主典	主典	主典	主典	主典	主典	総数
明治５年	林　秀兼	—	宮川経朋	宮川経直	宮川経敏	宮川経任	宮川宗正	山口末高	**宮川経茂**	—	—	—	—	8
明治６年		木下真弘							宮川経茂					9
明治６年３月17日～	小河一敏													9
明治６年３月23日～	阿蘇惟敦	石川真澄												9
明治６年８月７日～			草部学	—		宮川千尋	—	宮川宗正		宮川清人	**宮川経直**			9
明治７年７月20日～							伊牟田通並				千場厳喜			10
明治８年６月５日～		吉瀬真種												10
明治８年７月18日～					千場厳喜						—	宮川経敏		10
明治８年９月８日～				魚住　勤										11
明治９年６月27日～				—	—						宮川　深			10
明治９年10月２日～				松本為造										11
明治９年12月30日～					宮嵜春海							—		12
明治10年10月15日～							—							11
明治10年12月11日～					—									10
明治11年		—	吉瀬真種	—		—						宮川千尋	松本為造	8

各年度の「神社記録」から作成。
林は明治６年４月２日に兼任宮司職を解かれているが、本表では小河任官日付の３月17日をもって退官の日付として記載した。
太字 部分は在籍が不確定な所を示す
　　部分は旧社家
※山口末高は旧神人と思われるが現状確証はない

神官六名と主典宮川経茂が確認できた。この人物は先に述べたように五年時点では記載のなかった人物である。初出は六年三月付の「祭費営繕等ノ儀ニ付願」である。[22] 任職の正確な月日は不明だが、六年九月八日付の「等外雇願」中に「辛未御改正ニ付而者、祢宜以下七人ニ罷成大祭等」という一文がある。[23] 五年は宮司を除く神官六名が「神社記録」から確認できたが、実際は五年当時も祢宜以下七名の体制であったと考えられ、宮川経茂は当時から在籍していた可能性が高い。ただこうした事柄を確定する史料はまだ見ていないから、ここではひとまず六年八月七日以前は、宮川経茂を含む祢宜以下七名体制だったと想定するにとどめておきたい。

八月七日以後は表－1の通りで、前年記載のあった神官の内、祢宜宮川経直、宮川経朋、権祢宜宮川経任、宮川宗正、主典山口末高が免官となっている。この内、経直と宗正の二名が免官後に主典として再任官されている。この両名を含め、祢宜草部学、権祢宜宮川千尋、主典宮川清人が新たに任官されている。権祢宜宮川経敏、主典宮川経茂は記載されていないが、その後の「神社記録」にも名前と役職が出続けるから同職のまま残っていることが分かる。[24]

以上の八月七日以前と以後の人員の総数は、八月七日以前は宮司、権宮司、祢宜二、権祢宜三、主典二の九名、八月七日以後は宮司、権宮司、祢宜、権祢宜二、主典四の九名と役職ごとの数は一部異なるが、総数としては同数であった。ただ、祢宜免職後新たに主典として任官された宮川経直は、実際に在籍していたのか不明なところがある。八月二三日以後、経直は「神社記録」に名前が出てこなくなるからである。また、明治七年の項で引用する七年五月一五日時点での神官一覧にも掲載されていない。そのため、一時は主典として再任官されたが、その後何らかの理由によって明治七年までに職を離れたものと現時点では考えている。

③　明治七年

井上順孝・阪本是丸編の『日本型政教関係の誕生』に明治七年五月一五日時点の各官国幣社の神官の一覧が付されている。[25] それによると、宮司阿蘇惟敦、権宮司石川真澄、祢宜草部学、宮川経明、権祢宜宮川経敏、宮川千尋、主典宮川経茂、宮川宗正、宮川清人が当時の神官として名前が挙がる。上記に宮川経明（経朋と思われる）が出ている。だが、「神社記録」を見る限りでは六年八月七日に免職後再任の記録はなく、神官としての役を伴う記述はそれ以降見られない。このことから宮川経朋については誤記載ではないかと思われるが、現時点では確定し

難い。ただ本稿では六年八月七日時点で免職されたものと考えたい。また、前項で言及した宮川経直については、上記一覧にも出てこないため、七年当時神官ではなかったことはほぼ間違いないと考える。

五月一五日以降、祢宜伊牟田通並、主典千場厳喜が新たに加わっている。この両名共に辞令等の布達は綴じられておらず、初出は七月二〇日に行なわれた御田植神事に関する記事中である[26]。そのため、明治七年前半期は表－1の通り宮司、権宮司、祢宜、権祢宜、主典三という構成で、同年七月以降は上記に権祢宜一、主典一を足した総勢一〇名となる。

④　明治八年

明治八年はまず権宮司の異動があった。五月三一日に権宮司石川真澄が肥前国田島神社へ転任し、後任として広田神社祢宜だった吉瀬真種が六月五日に任官された[27]。そのほか、九月八日には新たに祢宜魚住勤が確認できる[28]。魚住の正確な任官日は不明である。また、当初主典と表記された千場が六月二二日以降は権祢宜となり、権祢宜だった宮川経敏が七月一八日以降は主典となっている[29]。詳しい理由は不明だが、千場と経敏の役職が入れ替えられたと考えられる。上記以外の人員については前項明治七年七月二〇日以降と変わりない。そのため魚住勤が確認できる九月八日以降は一名増員の総勢一一名体制となっている。

⑤　明治九年

前掲書に付された明治九年一月一二日改めの各官国幣社神官一覧によると、宮司阿蘇惟敦、権宮司吉瀬真種、祢宜草部学、魚住勤、権祢宜伊牟田通並、宮川千尋、千場厳喜、主典宮川宗正、宮川清人、宮川経敏、宮川経茂が阿蘇神社神官として掲載されている[30]。これは明治八年末の人員と同様で、しばらくの間この体制で運営されている。

同年の「社務日誌」五月二三日条に「権祢宜千場厳喜、依願免官届書着」とあり、正式な日付は不明だが、千場が免官されていることが分かる[31]。続いて六月一一日には魚住勤から辞職願が出ている[32]。一方で、六月二七日条に「初出仕、二十六日主典拝命ノ事」と記載があり、宮川深が主典に任官されたことが分かる[33]。また、正式な日付は不明だが、松本為造が新たに着任していることが一〇月二日条で確認できる[34]。宮川深、松本為造は魚住勤、千場厳喜の代わりに任官されたと考えられる。人の異動はあったものの、人員数は明治八年と同様に一一名であった。近世期には遠く及ばないが、明治五年当初に比べ、阿蘇神社に勤める人員が増えていることが分かる。

⑥　明治一〇年

明治一〇年当初は前年を引き継ぎ、宮司阿蘇惟敦、権宮司吉瀬真種、祢宜草部学、松本為造、権祢宜伊牟田通並、宮川千尋、主典宮川宗正、同深、同清人が勤めていた。「明治一〇年社務日誌」二月二一日条に「当社権祢宜宮嵜春海客年十二月三十日山形県出立、本月十四日熊本着」[35]とあり、明治九年一二月三〇日に権祢宜として宮嵜春海という人物が任官され、山形県を出立していることが分かる。だが、この宮嵜は同年五月八日付の熊本県権令宛の文書において、「最早本日迄遷延致候段不審」[36]と、二月一六日に熊本に着きながら一向に阿蘇神社へ来ないことを不審がられている。その後も宮嵜は阿蘇神社へ行くことはせず、一一月六日に内務省より進退伺が到着、一二月一一日に内牧支庁を訪れ「免本官ヲ候趣、同人ヨリ申出」た[37]。宮嵜が阿蘇神社へ来なかった理由として当初は西南戦争の影響を挙げているが[38]、結局その理由も免官の理由も「神社記録」からは読み取ることが出来ない。また、権祢宜を勤めていた伊牟田通並も五月八日付の文書において、「本年二月廿二日実家林通之宅類焼之風聞ニ而、即日帰省」[39]した後、音信不通のため不審がられ、その後一〇月一五日に免官されている[40]。この通並が戻らなかった理由も「神社記録」からは分からない。

そのため、表－1には宮嵜、伊牟田両名を記載したものの実際のところ、宮嵜は一度も阿蘇神社に訪れることもなく、伊牟田は二月二二日から不在のまま、その職を辞すこととなった。このため当該期間において阿蘇神社権祢宜は数字の上では三名いたはずだったが、実質的に職務を勤めていたのは宮川千尋のみだった。

明治一〇年一二月八日に太政官達第九一「神宮・官国幣社神官を廃し、祭主以下職員官等月俸制定」が発布された。これにより、官幣・国幣中社は「宮司一員、祢宜一員、主典三員、但該社ノ広狭ニ依リ実際不得止向ハ一二員ヲ増減スルヲ得」と職員数を再規定された[41]。これを受け、阿蘇神社では一二月一二日付で阿蘇惟敦が宮司に再任され、権宮司職にあった吉瀬真種は祢宜に任官された。そのほか祢宜松本為造は主典となり、同職にあった草部学はその後の役職が判然としないまま、明治一一年三月二二日以降、「神社記録」にその名を見ない。そのため、草部は布達発布からしばらくして職を解かれたのではないかと推測する。権祢宜を勤めていた宮川千尋は主典へ、主典を勤めていた宮川深、清人、宗正はそのまま主典として以後も在籍している。また、宮川経茂は役職の記載がなく不明だが、「明治一一年社務日誌」にも神官としてその名前が確認できる[42]。おそらく明治一〇年段階と同様の主典だったと考える。そのため、

宮司一、祢宜一、主典六の計八名が布達発布後の阿蘇神社神官として在籍した人員数と推測する。ただし経茂は摂社国造神社の専任神官のような性格を有していたから[43]、実質的な阿蘇神社神官としては上記規定人員に主典二名を追加した状況だった。表－1を見ても明らかなように、明治五年から一〇年にかけて人物や役職に変化はありつつも、規則上可能な限りの人員を確保し続けようとしていたことが分かる。

二　世襲制度廃止後の阿蘇神社神官と旧社家

近世阿蘇宮の社家組織について、杉本尚雄は阿蘇神社所蔵「阿蘇宮神職々制」から近世初期に固定した職制表を作成した。それを転載したものが表－2である[44]。近世阿蘇宮の社家は権官と神官に分かれ、宮川姓一八家と今村姓二家の世襲制で、阿蘇一二神に対応した「神官」一二名と境内末社等に対応させた「権官」九名の二一名で構成された。「神官」は膳次制で、権官の席次は変わらない。内、権大宮司職は当代社家二〇家から学問見識並びに経営の材に優れたものが選出され、草部姓を名乗った。その下には神人や巫の家があり、それらもすべて特定の家の世襲であった[45]。

表－2　阿蘇神社社家神人表

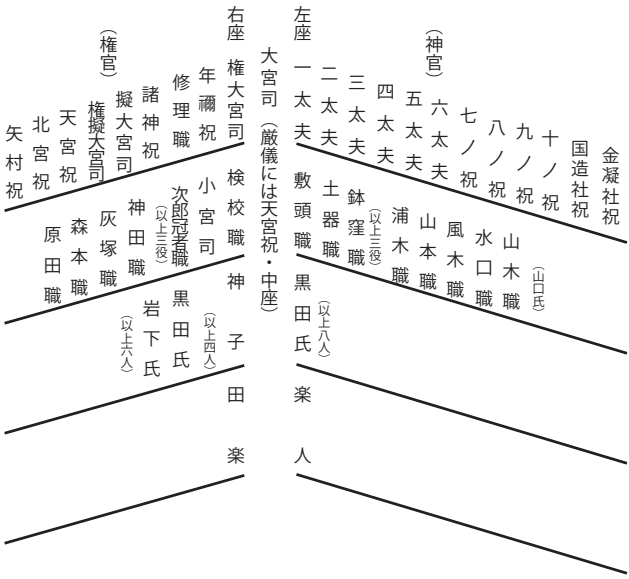

杉本尚雄『中世の神社と社領―阿蘇社の研究』（1959　吉川弘文館）より転載

こうした制度を持つ社家は「明治維新後の一八七一（明治四年）の太政官布告で、社家制度は廃止される。阿蘇神社に神職として勤務する者もいたが、転職や移住等で二一家あったとされる旧社家も、現在は一四家残っているだけである[46]」等と先行研究では比較的簡単に記されて終わっている。だが、当事者である旧社家の側から見れば、このことは非常に大きな出来事だったと想像する。本稿ではそうした当事者の心情にまで及ぶことは出来ず、また別に論じたいと考えるが、神職を続けることを選択する、また続けないことを選択することは彼らやその周囲に多くの疑問を投げかけたに違いなく、その跡を残された史料から少しでも明らかに出来ればと考えている。こうした意識の下、本稿ではひとまず混乱期と思われる明治五年から一〇年の間の神職から旧社家を同定し、等閑視されてきた世襲制度廃止後の旧社家の阿蘇神社への関わりの一端を確認する。

明治四年廃官時の社家についてまとめたものが二つある。一つは阿蘇神社旧社家の宮川三友が作成した「阿蘇社社家宮川家系図[47]」（以下、「系図」）である。もう一つはこれも旧社家の草部宗尋が翻刻した「明治四年午未年六月大小神社改正ニ付　阿蘇宮大宮司社家廃官名簿[48]」（以下、「名簿」）である。どちらも明治四年の廃官当時のことを記した資料だが、「系図」の典拠が不明であること、各家の作成当時の当主氏名で記載されているため、その家がどの職に当たるのか不明な家もあり、今回は原則「名簿」を基本とした。「名簿」の内容は表－3の通りである。

阿蘇神社旧社家は権大宮司職の草部姓のほか、今村姓と宮川姓を名乗り、大半が宮川姓である。ここまで見た明治五年から一〇年にかけて阿蘇神社で神官を勤めていた人物で宮川姓は、宮川経直、宮川経朋、宮川宗正、宮川経敏、宮川経任、宮川千尋、宮川清人、宮川経茂、宮川深の九名で、草部姓は草部学一名である。今村姓の記載は当該期間中にはなかった。これらの人物を「名簿」から同定して、表－3に示した。

これを見ると、宮川経直は七の祝、経朋は六太夫、宗正は一一の祝、経敏は二太夫、経任は修理職、千尋は一〇の祝、清人は九の祝、経茂は北宮の祝、深は諸神職、草部学は権大宮司職となり、神官として奉仕した宮川姓と草部姓がすべて旧社家であったということが分かる。更にこうした常勤の神官以外にも、「神社記録」には宮川姓の人物が記載されている。その内「名簿」から旧社家と分かるのは、宮川輿尾、宮川檍、宮川経延、宮川経貞の四名である。それぞれ輿尾は四太夫、檍は五太夫、経延は一二の祝、経貞は一太夫である。

表-3　明治初期神官・旧社家一覧

	家	氏　名	備　考
神官	一太夫	宮川出雲	男経貞　後連と改ム
	二太夫	宮川駿河（経連）	経連ト改ム（男　経敏）
	三太夫	宮川因幡（智）	後智ト改ム
	四太夫	宮川播磨（興尾）	後興尾ト改ム
	五太夫	宮川近江（檍）	檍
	六太夫	宮川若狭（経朋）	経朋
	七ノ祝	宮川伊豆（経直）	熊喜養子ト成ル
	八ノ祝	宮川上総（勝馬）	脱走シテ十祝トナル
	九ノ祝	宮川安芸（清人）	安芸八祝トナリ
	十ノ祝	宮川加賀（千尋）	
	十一ノ祝	宮川織衛（清海）	清海（男　甫）
	十二ノ祝	宮川河内（経延）	経延
権官	権大宮司	草部学	（宗尋　草部姓を譲ク）
	年祢祝	宮川長門（幸夫又経成）	（長記養子ニ成ル）
	修理職	宮川真菅（経任）	経任
	諸神職	宮川美濃（深）	深
	擬大宮司	宮川伊勢（三鶴）	三鶴（次郎養子ト成る）
	権擬大宮司	今村隠岐（轍）	轍（男　家重-家貴（家敬））
	天宮ノ祝	今村照男（信乃）	信乃
	北宮ノ祝	宮川淡路（経茂）	経茂（男　経友）
	矢村ノ祝	宮川猛熊	

「名簿」を基に一部加筆・修正して作成。
氏名横の（　）内は明治五年以後のその人物の名前。
「十一ノ祝　宮川織衛（清海）」は「系図」に「清海宗正」とあり、「社務日誌」中にも宗正を指して清海と書かれている場合があったため、清海＝宗正とみなした。
▭部分は明治五年から一〇年に「神社記録」中に確認できた旧社家を示す

興尾の初出は明治六年九月一日で、阿蘇神社事務局員として記載され、事務局分課会計を担当している。[49] この事務局分課について現時点では詳しいことは分からない。檍と経貞は後に阿蘇神社神官となる人物で、明治七年三月二〇日の祈年祭の祭祀人員として記載されているのが初出である。[50] この時は伶人として奏楽を担当している。以後、祈年祭や御田植祭等に臨時雇いとして出仕し、明治一二年主典松本為造の病死に伴い、阿蘇神社に奉職している。[51] 経延は明治五年一二月一四日に「矢村社祭ニ付、御社々務宮川経延、神酒献備」[52]とある。

こうしたどの家の出身か明らかな人物以外にも「神社記録」には宮川姓の人物が記載されている。

例えば、奥尾の記載があった事務局分課で会計として併記されている宮川進がいる。[53] 宮川姓のため旧社家かと思われるが「名簿」、「系図」ともに該当する人物がおらず、現状不明である。また宮川端人という人物もいるが、こちらも「名簿」、「系図」ともに記載がなく、現時点では旧社家かどうか判然としない。

上記二名以外にも「神社記録」中には宮川姓の人物が見られたが、いずれも旧社家と現時点では確定できなかった。これは今後の調査によって明らかに出来ればと考える。ただこうした素性を明らかに出来なかった人物を除いても、「神社記録」からは三太夫、八の祝、年祢祝、擬大宮司、権擬大宮司、天宮の祝、矢村の祝の七家を除く、一四の旧社家が世襲制度廃止後も阿蘇神社と関わっていたことを確認できた。

三　神職世襲制度廃止後の阿蘇神社祭祀の変化

ここまで見たように近世阿蘇宮を支えた社家制度は明治四年の太政官布告をもって解消され、結果、大幅にその奉仕人員を減らした。宮司職も一旦は阿蘇家の手を離れ行政官の兼務職となった。だが、明治六年には再び阿蘇家が宮司を担い、以後現在まで続いている。

この明治五年の林孫蔵による兼任宮司期間、林は基本的に本職である白川県権参事としての職務を優先し、ほとんど阿蘇神社にはいなかったようである。それは例えば明治六年一月九日付文書で祈年祭の日取りを出張して照合すること、[54] 同月一二日条で新嘗祭に際して林が参向する旨が記載されていること[55]から推測できる。こうした状況の中、阿蘇神社における祭祀の実質的な長を担ったのは旧社家の宮川経朋だったと考えられる。それは明治五年二月晦日付文書で祈年祭において宮川経朋が「宮司之場」を勤めるように指示されていることから推測できる。[56]

林在任期間中、実際の祭祀がどのように行なわれたか、「神社記録」からある程度具体的に伺えるものは明治五年二月二一日に行なわれた田作神事式のみである。そこには奉仕人員、式次第が挙げられているが、林の名前を見出すことは出来ない。[57] だが、田作神事については「本来阿蘇神社はこの祭りに関与せず、社家宮川一族の祭りである」[58]というから、これに記載がないことだけを理由に、林が阿蘇神社の祭祀に関わらなかったかどうか判断することはできない。ただ、すでに見たように祈年祭へは参加しており、その際は宮川経朋が「宮司の場」を勤めたとあるから、実質的な神官としての職務を林が行なうことはなかったと現時点では考えたい。また、権参事職にあった林が

距離のある阿蘇まで頻繁に出向き、日常の祭祀に携わることは現実的には難しかっただろうとも考える。阿蘇神社のように行政官兼任宮司の体制が全国でどれほど行なわれていたかは分からない。県庁から距離が離れているという立地条件から阿蘇神社が特殊な例に入る可能性もある。だが、少なくとも阿蘇神社において祭祀は兼任宮司の林ではなく、神官が中心となって担うものであったと考えられ、その際頼りにされたのは旧社家だった。

その後、小河一敏が専任宮司として任じられ、阿蘇惟敦も専任の宮司として着任した。近世阿蘇宮の構造について、吉村豊雄は近世の阿蘇大宮司の存在形態は中世のそれに近いことを指摘し、近世においても大宮司と社家の二重権力構造が維持されていることを明らかにした[59]。それを受けて池浦秀隆は、近世の「阿蘇大宮司は家中に封建制を確立し、日常の祭祀は社家集団に委任していた中世と何ら変わり」なく、「二面性を有した阿蘇大宮司が、純粋に神主と成り得るのは明治まで待たねばならない[60]」と指摘する。また、近世阿蘇宮祭祀の特質を中世と近世の祭祀構成の比較から具体的に検討した松本恵も阿蘇大宮司が中世と同じく二重権力構造を有していたこと、日常の祭祀は社家組織を中心に行われ、阿蘇大宮司はいくつかの限られた祭祀のみに出仕していたことを指摘している[61]。併せて松本は阿蘇大宮司の出仕する祭祀を「①踏歌ノ節会と御惣官御社参、②卯之市始メ之御祭、卯之市成就之御祭、御田植御祭礼、報賽御祭、という二つに大別できる」とし、それぞれ「①の祭祀では大宮司と社家の関係性の確認の場となり、②では阿蘇宮祭祀が民衆の目に触れる場として、阿蘇宮の頂点であるという位置づけが示されたのではないか[62]」と指摘する。

こうした先学の指摘を踏まえ、具体的に近代阿蘇神社祭祀の特質や阿蘇神社宮司の性格について検証するところまで本稿では及べない。この点は今後の課題とするが、「神社記録」からいくつか宮司の阿蘇惟敦が参加した祭祀を抜き出してみると、明治七年の御田植祭[26]や、同年の祈年祭[50]といったもののほか、同年九月一七日の霜宮神社の祭典[63]や翌八年の一日祭[64]といった摂社での祭祀や月次祭への参加等、池浦の指摘通り「神主」として奉仕する姿を見ることが出来る[65]。このことから近世期の阿蘇大宮司や兼任宮司の林のように限られた祭祀にだけ参加する存在ではなくなっていたことが分かる。

こうした宮司の変化とともに神官の祭祀における変化も指摘できる。松本は前掲論文に阿蘇神社の中世および近世の年中祭祀の一覧を掲載し、「朔日御祭」において「中世の朔幣と同じ

く神官が一太夫から順に祭主を務めており、神官が阿蘇十二神をまつる体制は近世においても維持されている[66]」ことを指摘しているが、こうしたことは明治五年から一〇年においては同時期に一二名もの神官がいた事実がないこと、先に見たように宮司が奉仕する場合もあったことから失われたものと考えられる。

人員の減少は日常の祭祀もそうだが、特に大人数を必要とする大祭への影響は顕著だった。先に引用した明治六年九月八日付の文書では大祭等に差支えがあるため、一二名もの等外雇を申請している[26]。こうした申出の結果、明治七年三月二〇日の祈年祭等のように人員が必要な祭祀においては等外出仕が見られるようになった[50]。そして、この等外出仕には奏楽を行なう伶人として旧社家が見られるほか、里神楽を担当する黒田姓の人物や山口姓の人物等が見られた。確実なことは言えないが、近世阿蘇宮の神人は山口姓であり、同様に巫は黒田姓であったから[67]、旧神人や旧巫がこの時期の祭祀を支えたのではないかと推測する。

以上のように阿蘇神社が祭祀を行なうためには規則の定める人員では足りず、神官以外の助けが必要な状況が生まれた。その際、助力を求めたのは旧社家をはじめ神人や巫等阿蘇神社と関係を有する人たちだった。そしてこの流れが現在まで続き、その過程において旧関係者だけでは補えなくなり、段々と地元の手を借りなければならない状況になったと推測する。つまり、世襲制度廃止による人員減少は、祭祀執行のために人員の臨時雇用の必要性を生じさせた。そして、その臨時雇用の対象となったのはこれまで正職としてその職務に従事してきた近世阿蘇宮の関係者たちだったと言える。これは太政官布告第二三五に規定された人員数では実際の祭祀運営が難しかったという事実を示している。と同時に、人員減少の中でも従来通りの役割を何とか果たそうとする阿蘇神社の意思を示している。そして、それを担うことが出来る人材は、旧関係者以外存在しなかったのである。

一方で、五年間の神官の職位に注目すると別の事柄も見えてくる。表-1を見ると、神社内で宮司に次ぐ権宮司は一貫して旧社家以外の外部から来た神官が任官されていることが分かる。また、最終的には祢宜も旧社家以外が任官されており、それに続く権祢宜も明治八年以後は大半が外部神官である。他方、主典の大半は旧社家が勤め、臨時雇いの等外は旧社家や旧神人、旧巫が勤めている。このことは外部神官が阿蘇神社の意思決定を担ったことを示すと同時に、神社運営上欠くことの出来ない存在であるはずの旧社家たちが、神社内において相対的に低い

地位の現場神官として位置づけられていく過程を示しているのではないかと考える。

おわりに

以上、本稿では明治五年から一〇年にかけての「神社記録」から、阿蘇神社における神官組織の変化とそのことにより起きた神社組織の変化について見た。結果、当該期間の宮司を含めた神官の異動を具体的に把握し、かつ神官中の旧社家を明らかにした。

右の作業を通して指摘した内容を簡単にまとめると以下の通りである。

神職世襲制度廃止後、近世阿蘇宮に比して大幅に人員が減少した阿蘇神社は規則の定める範囲内最大限度の人員を確保し、組織を維持できるよう努力し続けた。だが、実際には大祭等多数の人員が必要な祭祀においては職員のみでは対応が難しかったため、等外として臨時の人員を雇用し、従来通りの祭祀運営を行うことを志向した。その際、臨時雇用の対象となったのは近世阿蘇宮に奉仕した旧社家や旧神人等の旧関係者だった。神職世襲制度の廃止は、祭祀における外部者の臨時雇いを生じさせたのである。この状態は今日まで存続しており、その対象は旧関係者に留まらず、範囲を拡大させている。また、官祭以外の従来の祭祀やそれ以外の実務を担ったのは旧社家の神官たちだった。以上二つの事柄から、混乱期にあった明治初期の阿蘇神社を支えたのは旧社家や旧神人といった近世阿蘇宮の関係者だったことが指摘できる。そして、阿蘇神社と同様の問題は、大小の差、またそこでの対応の違いという個々の差はあれど、全国の神社が直面したものと考えられる。

一方、神社の意思決定を担う権宮司や祢宜等の職位には外部神官が任官され、神社運営上必要不可欠だった旧社家層の神官は神社内で地位の低い現場神官として位置づけられていく過程が見られた。この点、本稿では指摘に留まるものであり、今後、十分に触れられなかった外部神官と旧社家の祭祀への関与を具体的に見ることによって、より明確にその過程と性格、及び国家の宗教政策の中での位置づけを見る事が出来ると考える。これについては、個別祭祀の具体的な変化と併せて別に論じたい。

右の課題以外に本稿で論じきれなかった課題はいくつもある。その中のいくつかを述べて本稿を終わりたいと考える。本稿は神社側の史料である「神社記録」を中心に述べたため、県や国レベルでの視点を欠いた。また神官の異動の事由に深く立

ち入ることが出来ず、表面の事実を並べただけで、考察に不満を残す結果となった。個別の人物や事象に関する調査を進め、今回明らかに出来なかった事柄についても考察が出来るよう努めるとともに、当時の宗教政策の中での位置づけや、同時代の他社の動きも併せて検討していきたい。ほか、当該期の個別祭祀の変化や、営繕に関する事柄については前述のように他日を期したいと考える。また、近代の阿蘇神社を通観してはじめて理解できる事柄もあるだろうから、明治、大正、昭和と「神社記録」の講読を進め、改めて本稿で述べた事柄についても再考してみたいと考える。ほか、阿蘇神社は中世から近代まで多くの関係資料が残っている稀有な神社である。これらの資料を通して、本稿では踏み込むことの出来なかった阿蘇神社や神官、旧社家、地域の人たちの心意を掴めるよう努めていきたいと考える。

末筆ではありますが、池浦秀隆様、阿蘇神社関係者の皆様、旧社家の皆様、上野平真希様、安田宗生先生に深く御礼申し上げます。

（1）太政官布告第二三四に「今般御改正被為在、伊勢両宮世襲ノ神官ヲ始メ天下大小ノ神官社家ニ至ル迄、精選補任可致旨被　仰出候事」とある。また、河村忠伸は「第二三四布告によって世襲制が廃止され、（中略）結果として神社と社家の組織と会計を分断し、特殊神事などの祭祀形態にまで影響を及ぼした」と指摘する（河村忠伸『近現代神道の法制的研究』（二〇一七　三三〇頁　弘文堂））。なお、河村は世襲制度の廃止は世襲の禁止を意味せず、あくまでも「神職の地位を特定の家系が独占する制度を廃止した」ものと解釈している（前掲書三四四頁）。後述する世襲廃止後の阿蘇神社を見るに河村の解釈は適当と考えるが、阿蘇神社のように外形的には世襲に見えるものがあることを踏まえ、検討する必要もあろう。

（2）本稿における阿蘇神社の時代ごとの呼称については「文書の使用例を考慮して中世は阿蘇社、近世は阿蘇宮、明治以降は阿蘇神社とする」（池浦秀隆「近世阿蘇宮の構造」熊本近世史の会『熊本近世史論集』（二〇〇四　五二頁）に準じた。

（3）杉本尚雄『中世の神社と社領 - 阿蘇社の研究』（一九五九　吉川弘文館）ほか

（4）吉村豊雄『一の宮町史　藩制下の村と在町　近世の阿蘇』（二〇〇一）ほか

（5）村崎真智子『阿蘇神社祭祀の研究』（一九九二　法政大学出版局）ほか

（6）柏木亨介「村落社会における倫理的規範の民俗学的研究　―熊本県阿蘇谷村落の神社運営を通して―」（二〇〇七　筑波大学博士号請求論文）

（7）村崎前掲書、柏木前掲論文、佐藤征子『一の宮町史　神々と祭の姿　阿蘇神社と国造神社を中心に』（一九九八）等。どれも主題が近代ではなく、社家についての通史的な説明の中で扱われているに過ぎない。

(8) 阿蘇惟敦が明治三年に藩庁へ、提出した社中人員構成から本社神職の社家・神人・巫を抽出すると、社家二一人、神人一五人、巫一四人で計五〇人いたことが分かる（吉村前掲書　三〇～三一頁）。

(9) 明治四年に官国幣社以下神官職制によって確立した神官制度は明治二〇年三月一八日の閣令第四号発布まで続いたから、明治五年から一〇年を主題とする本稿では神官と表記する。四年から二〇年以外の期間及び神社に奉職する人という概念を指す場合には神職と表記した。

(10) 阿蘇神社社務所『明治五年諸布告諸記録』二月一四日付文書（一八七二　阿蘇神社）

(11) 内閣官報局『明治四年　法令全書』（一八八八　一九九頁）

(12) 阿蘇神社社務所『明治六年諸布告並諸願伺諸雑記』一月三〇日付文書、四月二日付文書（一八七三　阿蘇神社）

(13) 阿蘇神社社務所『明治六年諸布告並諸願伺諸雑記』三月一七日条、三月二三日条（一八七三　阿蘇神社）

(14) 堺市『堺市史　第七巻』（一九七二　四三九頁）

(15) 阿蘇神社社務所『明治六年諸布告並諸願伺諸雑記』四月一七日付文書（一八七三　阿蘇神社）

(16) この点、柏木による研究はひとつの参考となる（柏木亨介『戦後社会における旧華族神職家の継承・阿蘇神社宮司三代の事例・』日本民俗学会『日本民俗学』三〇七号）。論文中には阿蘇家が宮司職を継いでいく周囲の期待に対する記述がある。この点、明治初期にも阿蘇家に対する同様の期待があったのかもしれない。

(17) 内閣官報局『明治四年　法令全書』（一八八八　一九七～一九八頁）

(18) 阿蘇神社社務所『明治六年諸布告並諸願伺諸雑記』三月二〇日付文書、四月二日付文書（一八七三　阿蘇神社）

(19) 阿蘇神社社務所「皇居御炎上ニ付献金願書」『明治六年諸布告並諸願伺諸雑記』（一八七三　阿蘇神社）

(20) 阿蘇神社社務所『明治六年諸布告並諸願伺諸雑記』八月二〇日条（一八七三　阿蘇神社）

(21) 阿蘇神社社務所「帰県願書」『明治六年諸布告並諸願伺諸雑記』（一八七三　阿蘇神社）

(22) 阿蘇神社社務所「祭費営繕等ノ儀ニ付願」『明治六年諸布告並諸願伺諸雑記』（一八七三　阿蘇神社）

(23) 阿蘇神社社務所「等外雇願」『明治六年諸布告並諸願伺諸雑記』（一八七三　阿蘇神社）

(24) 阿蘇神社社務所「辞令写」『明治六年諸布告並諸願伺諸雑記』（一八七三　阿蘇神社）

(25) 作成者不明「資料編」井上順孝・坂本是丸編『日本型政教関係の誕生』（一九八七　三三六頁　第一書房）

(26) 阿蘇神社社務所「御田植神事祭式」『明治七年法令指令綴（一八七三　阿蘇神社）

(27) 阿蘇神社社務所「辞令写」『明治八年社務日誌』（一八七五　阿蘇神社）

(28) 阿蘇神社社務所『明治八年社務日誌』九月八日条（一八七五　阿蘇神社）

(29) 阿蘇神社社務所『明治八年社務日誌』六月二二日条、七月一八日条（一八七五　阿蘇神社）

(30) 作成者不明「資料編」井上順孝・坂本是丸編『日本型政教関係の誕生』（一九八七　三六三頁　第一書房）

(31) 阿蘇神社社務所『明治九年社務日誌』五月二三日条（一八七六　阿蘇神社）

(32) 阿蘇神社社務所『明治九年社務日誌』六月一一日条（一八七六　阿蘇神社）、同史料中には「魚住勤辞職願中温泉入湯願書」とあるので、湯治のための辞職だったと思われる。

(33) 阿蘇神社社務所『明治九年社務日誌』六月二七日条（一八七六　阿蘇

神社）

（34）阿蘇神社社務所『明治九年社務日誌』一〇月二日条（一八七六　阿蘇神社）

（35）阿蘇神社社務所『明治一〇年社務日誌』二月二一日条、五月八日条、一二月一一日条（一八七七　阿蘇神社）

（36）阿蘇神社社務所『明治一〇年社務日誌』五月八日付文書（一八七七　阿蘇神社）

（37）阿蘇神社社務所『明治一〇年社務日誌』一二月一一日条（一八七七　阿蘇神社）

（38）西南戦争における阿蘇の状況については以下に詳しい。水野公寿『一の宮町史　西南戦争と阿蘇　近代の阿蘇』（二〇〇〇）、今村直樹「農村一揆後の「付ケ火」と近代移行期の地域秩序：熊本県阿蘇郡を事例に」史学研究会『史林』九七（六）（二〇一四）、柏木亨介「身分意識の高揚と民俗社会　西南戦争下の阿蘇谷の打ち毀し」浪川健治・古家信平編『別冊環23　江戸ー明治　連続する歴史』（二〇一八　藤原書店）

（39）阿蘇神社社務所『明治一〇年社務日誌』五月八日条（一八七七　阿蘇神社）

（40）阿蘇神社社務所『明治一〇年社務日誌』一〇月一五日条（一八七七　阿蘇神社）

（41）坂本健一『明治以降神社関係法令史料』（一九六八　一一一頁　神社庁明治維新百年記念事業委員会）

（42）阿蘇神社社務所「辞令写」『明治一一年社務日誌』、同九月二一日条（一八七八　阿蘇神社）

（43）国造神社は近世期北宮と呼ばれ、明治六年から国造神社と称するようになった。この北宮を管理していたのが北宮の祝で、現在も同様の家の出身者が兼任宮司を勤めている（柏木前掲書（二〇〇七　六六頁））。本稿で見た北宮の祝は宮川経茂である。経茂は明治五年から一〇年の間、主典として奉職している一方、「神社記録」に見られる阿蘇神社の日常的な祭祀や宿直に名を連ねることは僅少である。併せて、経茂が「神社記録」に出る場合、国造神社に関する事柄が多い。このことから経茂は阿蘇神社神官として奉職するが、実際には国造神社に日々神勤していたものと考えられる。この点、国造神社を担う存在としての経茂が無作為に選ばれたとは考え難く、世襲制度廃止後の阿蘇神社神官への登用は、旧社家個人の意思以外の事柄も踏まえて、選択的に行われたものと推定される。そして、その選択は阿蘇神社内部の意思のみで決定されたのではなく、外部、地域等の意思も踏まえているではないかと考える。この点、すでに言及した阿蘇神社宮司に阿蘇家が再任された理由として、社家や地域の要請があったのではないかと想像する理由である。これは課題として、今後も神職の兼帯行為と併せて考えていきたい。

（44）杉本尚雄『中世の神社と社領・阿蘇社の研究』（一九五九　三〇三頁　吉川弘文館）

（45）池浦秀隆「近世阿蘇宮の構造」熊本近世史の会『熊本近世史論集』（二〇〇四　四四～四六頁）

（46）村崎真智子『阿蘇神社祭祀の研究』（一九九二　三二頁　法政大学出版局）

（47）宮川三友「阿蘇社社家宮川氏系図　附下田権大宮司家系図」阿蘇品保夫・佐々木哲哉校注『神道大系　神社編五十　阿蘇・英彦山』（一九八七　一九五～二〇〇頁　神道大系編纂会）

（48）草部宗尋「明治四年午未年六月大小神社改正ニ付　阿蘇宮大宮司社家廃官名簿」『草部宗尋遺稿集　20周年にあたって』（一九九四　九一頁　自家本）史料原本は現在所在不明である。

（49）阿蘇神社社務所『明治六年諸布告並諸記録』九月一日条（一八七三　阿蘇神社）

(50) 阿蘇神社社務所「祈念祭式覚」『明治七年法令指令綴』（一八七四　阿蘇神社）
(51) 阿蘇神社社務所「常雇奉願覚」『明治一二年内務県庁願伺留』（一八七九　阿蘇神社）
(52) 阿蘇神社社務所『明治五年諸布告諸記録』一二月一四日条（一八七二　阿蘇神社）
(53) 宮川進という名前は「系図」と先行研究（村崎前掲書（四〇頁）に現存の社家の一つとして載っている。だが、明治五年段階で事務局会計を担っている人物と「系図」作成時、村崎調査時の人物を同一人物と考えることは年齢的に現実的ではない。そのため別人と考える。
(54) 阿蘇神社社務所『明治六年諸布告並諸記録』一月九日条（一八七三　阿蘇神社）
(55) 阿蘇神社社務所『明治六年諸布告並諸記録』一月一二日条（一八七三　阿蘇神社）
(56) 阿蘇神社社務所『明治五年諸布告諸記録』二月晦日付文書（一八七二　阿蘇神社）
(57) 阿蘇神社社務所「田作神事祭式覚」『明治五年諸布告諸記録』（一八七二　阿蘇神社）
(58) 村崎真智子『阿蘇神社祭祀の研究』（一九九二　五六頁　法政大学出版局）
(59) 吉村豊雄『一の宮町史　藩制下の村と在町　近世の阿蘇』（二〇〇一　二七～三〇頁）
(60) 池浦秀隆「近世阿蘇宮の構造」熊本近世史の会『熊本近世史論集』（二〇〇四　四四頁）
(61) 松本恵「近世阿蘇宮祭祀の歴史的特質」春田直紀・吉村豊雄『阿蘇カルデラの地域社会と宗教』（二〇一三　一三二頁　清文堂）
(62) 右掲書（一〇五頁）
(63) 阿蘇神社社務所『明治七年社務日誌』九月一七日条（一八七四阿蘇神社）
(64) 阿蘇神社社務所『明治八年社務日誌』五月一日条（一八七五　阿蘇神社）
(65) ただ官祭を除けば、人員的に難しい場合の応急的な対応としての参加と思われ、どちらかと言えば祭祀へのかかわり方は外部神官に近い。
(66) 松本恵「近世阿蘇宮祭祀の歴史的特質」春田直紀・吉村豊雄『阿蘇カルデラの地域社会と宗教』（二〇一三　一〇二～一〇五頁　清文堂）
(67) 吉村豊雄『一の宮町史　藩制下の村と在町　近世の阿蘇』（二〇〇一　三二頁）